

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 10 月 5 日 (金) 第 7 9 2 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定 (838) (障害福祉課) . . . . . 2 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (839) (〃) . . . . . 2 共済事業を行う鳥取県知事の所管に属する中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準 (840) (経済政策課) . . . . . 3 保安林の指定予定 (2 件) (841・842) (森林保全課) . . . . . 10 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (843～846) (〃) . . . . . 11 指定居宅介護支援事業者の指定 (847) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 15 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (848) (〃) . . . . . 15 指定居宅サービス事業者の指定 (849) (日野総合事務所福祉保健局) . . . . . 16 指定居宅サービス事業者の廃止 (850) (〃) . . . . . 16 指定介護予防サービス事業者の指定 (851) (〃) . . . . . 17 指定介護予防サービス事業者の廃止 (852) (〃) . . . . . 17
◇ 議会告示	鳥取県議会事務局処務規程の一部改正 (議事調査課) (8) . . . . . 17
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (6 件) (森林保全課) . . . . . 18 警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 24
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (河川課) . . . . . 26

# 告 示

## 鳥取県告示第 838 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
神経内科	平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	森 望美	倉吉市山根43-1 藤井政雄記念病院
内科	呼吸器機能障害	中山 祐介	八頭郡智頭町大字智頭1825-1 国民健康保険智頭病院
神経内科	肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害	後藤 あかね	鳥取市三津876 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
リハビリテーション科、内科	肢体不自由、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	角田 賢	米子市錦海町三丁目4-5 錦海リハビリテーション病院
循環器科	心臓機能障害	石井 裕繁	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	桑本 将	境港市米川町44 鳥取県済生会境港総合病院
整形外科・リハビリテーション科	肢体不自由、音声・言語機能障害	岸田 芳幸	大山町田中646-1

## 鳥取県告示第 839 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
智頭町長 織田 洋	八頭郡智頭町大字智頭2072-1	国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	育成医療 更生医療	平成19年9月1日
独立行政法人 国立病院機構 理事長 矢崎 義雄	東京都目黒区東が丘二丁目5-21	独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	育成医療 更生医療	”

株式会社ナガイ薬局 代表取締役 永井 隆	西伯郡伯耆町大殿618	あい調剤薬局	米子市上後藤二丁目 3 - 6	育成医療 更生医療	平成 19 年 10 月 1 日
----------------------	-------------	--------	-----------------	--------------	---------------------

### 鳥取県告示第 840 号

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「法」という。）第 58 条の 4、中小企業等協同組合法施行規則（平成 19 年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、共済事業を行う鳥取県知事の所管に属する中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準を次のように定めたので、告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

共済事業を行う鳥取県知事の所管に属する中小企業等協同組合の経営の健全性を判断するための基準

（既発生未報告支払準備金）

第 1 条 規則第 118 条第 1 項第 2 号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第 9 条の 6 の 2 第 1 項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）又は火災共済規程（法第 27 条の 2 第 3 項に規定する火災共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が 0 を下回った場合には、0 とする。

- （1）支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この項及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第 118 条第 1 項第 1 号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下これらを「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額
- （2）対象事業年度の 2 事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の 2 事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額
- （3）対象事業年度の 3 事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額に、対象事業年度の共済金支払額等を対象事業年度の 3 事業年度前の事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

2 既発生未報告支払準備金積立所要額は、その計算の対象となる各事業年度の末日以前に発生した共済事故に関し、当該各事業年度の翌事業年度に支払った共済金の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払準備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払準備金の額を控除した額をいう。

（自動車共済契約の既発生未報告支払準備金の算出）

第 2 条 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする共済契約（責任共済等（法第 9 条の 6 の 2 第 3 項に規定する責任共済等をいう。）の契約を除く。）の既発生未報告支払準備金積立所要額は、共済掛金率の算出基礎を同じくする共済の目的の区分ごとに、前条の規定により算出することができる。

（異常危険準備金の積立基準）

第 3 条 規則第 119 条第 5 項第 1 号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金 I」という。）は、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

- （1）普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡（死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。以下同じ。）

に係る危険共済金額（共済金の共済契約上の額面金額から共済掛金積立金を差し引いた金額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 0.06 を乗じて得た額

- (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額（不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 0.006 を乗じて得た額
- (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金（生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済（共済契約者が法人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る共済掛金積立金の金額に 1000 分の 1 を乗じて得た額
- (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日あたりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 16 を乗じて得た額
- (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日あたりに支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 40 を乗じて得た額
- (6) 火災リスク、自動車リスク、傷害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る正味収入危険共済掛金（正味収入共済掛金（アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額をいう。以下同じ。）のうち危険掛金部分に相当する金額をいう。以下同じ。）に 1000 分の 50 を乗じて得た額（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 57 条の 5 第 1 項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合にあっては、算入限度額）
  - ア 当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再共済返戻金又は再保険返戻金の合計額
  - イ 当該事業年度に支払った、又は支払うべきことの確定した再共済掛金又は再保険料及び解約返戻金の合計額
- (7) 生命共済契約（規則第 15 条第 1 項第 1 号に規定する生命共済契約をいう。以下同じ。）及び身体障害共済契約（同項第 6 号に規定する身体障害共済契約をいう。以下同じ。）に係るその他のリスク 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に 1000 分の 34 を乗じて得た額）
- (8) 損害共済契約（規則第 15 条第 1 項第 5 号に規定する損害共済契約をいう。以下同じ。）に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額（共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に 1000 分の 50 を乗じて得た額）

2 規則第 119 条第 5 項第 2 号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金Ⅱ」という。）は、規則第 124 条第 2 号に掲げる額に 1000 分の 100 を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第 2 項において同じ。）の金額に 1000 分の 1 を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 異常危険準備金Ⅰ又は異常危険準備金Ⅱのうち、次条の積立限度額を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

（異常危険準備金の積立限度）

第 4 条 異常危険準備金Ⅰの積立では、共済規程又は火災共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

- (1) 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に 1000 分の 0.6 を乗じて得た額
- (2) 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に 1000 分の 0.06 を乗じて得た額
- (3) 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る共済掛金積立金の金額に 1000 分の 10 を乗じて得た額
- (4) 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に 1000 分の 160 を乗じて得た額
- (5) 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に 1000 分の 400 を乗じて得た額

- (6) 火災リスク、自動車リスク及び傷害リスク 当該事業年度の正味収入危険共済掛金に 2 を乗じて得た額
- (7) 生命共済契約及び身体障害共済契約に係るその他のリスク 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に 1000 分の 340 を乗じて得た額）
- (8) 損害共済契約に係るその他のリスク 共済規程又は火災共済規程に定める額（共済規程又は火災共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の正味収入危険共済掛金（前各号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に 2 を乗じて得た額）

2 異常危険準備金Ⅱの積立ては、規則第 124 条第 2 号に掲げる額及び責任準備金の金額に 100 分の 3 を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（異常危険準備金の取崩基準）

第 5 条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- (1) 危険差損（実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。
- (2) 租税特別措置法第 57 条の 5 第 7 項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。
- (3) 異常危険準備金Ⅰの一部を財源として契約者割戻し（法第 58 条第 6 項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）を行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

2 異常危険準備金Ⅱは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- (1) 利差損（資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ。）がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。
- (2) 異常危険準備金Ⅱの一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）

第 6 条 法第 58 条の 4 の規定により行政庁が定める共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が 200 パーセント以上であることとする。

法第 58 条の 4 第 1 号に掲げる額

（法第 58 条の 4 第 2 号に掲げる額）× 1 / 2

（出資金、準備金等の計算）

第 7 条 規則第 123 条第 1 項第 4 号の行政庁が定める率は、100 分の 90（特定共済組合（法第 9 条の 2 第 7 項に規定する特定共済組合をいう。）、火災共済協同組合、法第 9 条の 9 第 1 項第 3 号の事業を行う協同組合連合会及び特定共済組合連合会（法第 9 条の 9 第 4 項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 8 条第 21 項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100 分の 100）とする。

2 規則第 123 条第 1 項第 5 号の行政庁が定める率は、100 分の 85（特定共済組合等有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100 分の 100）とする。

3 規則第 123 条第 1 項第 6 号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- (2) 将来利益（将来の契約者割戻しの額を引き下げるによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。） 直近の 5 事業年度の契約者割戻金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻金繰入額のいずれか小さい額に 100 分の 50 を乗じた額
- (3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をい

う。) 次の算式により得られる額(繰延税金資産(税効果会計(規則第 76 条第 1 項第 2 号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。))の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。))の額が 0 である特定共済組合等(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。))にあつては、0 とする。)

$$A \times \frac{t}{1-t}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除した額が 0 未満となる場合は、0 とする。)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう。以下同じ。))の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等規則第 8 条の 12 第 1 項第 2 号に規定する法定実効税率をいう。)

(リスクの合計額)

第 8 条 規則第 124 条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = [(R1)^2 + (R3 + R4)^2]^{1/2} + R2 + R5$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R1 一般共済リスク相当額(次条第 1 項第 1 号に掲げる額をいう。)

R2 巨大災害リスク相当額(次条第 1 項第 2 号に掲げる額をいう。)

R3 予定利率リスク相当額(規則第 124 条第 2 号に掲げる額をいう。)

R4 財産運用リスク相当額(規則第 124 条第 3 号に掲げる額をいう。)

R5 経営管理リスク相当額(規則第 124 条第 4 号に掲げる額をいう。)

(各リスクの計算)

第 9 条 規則第 124 条第 1 号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1) 一般共済リスク相当額として、別表第 1 の左欄に掲げるリスクの種類ごとに、同表の中欄に掲げるリスク対象金額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\{([A+B]^2 + C^2)^{1/2} + D + E + H + I\}^2 + F^2 + G^2 + J^2\}^{1/2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額

B 災害死亡リスク相当額

C 生存保障リスク相当額

D 災害入院リスク相当額

E 疾病入院リスク相当額

F 火災リスク相当額

G 自動車リスク相当額

H 傷害リスク相当額

I その他のリスク(生命及び身体障害(AからHまでのリスクを除く。))相当額

J その他のリスク(損害(AからIまでのリスクを除く。))相当額

(2) 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

ア 地震災害リスク相当額(関東大震災が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額)

イ 風水害リスク相当額(昭和 34 年の台風 15 号(伊勢湾台風)に相当する規模の台風が再来したときの推定支払共済金額から再共済又は再保険回収予想額を控除した額)

- 2 規則第 124 条第 2 号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第 2 の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。
- 3 規則第 124 条第 3 号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第 3 の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額を合計して計算するものとする。
- 4 規則第 124 条第 3 号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第 4 の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額を合計して計算するものとする。
- 5 規則第 124 条第 3 号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第 5 の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額を合計して計算するものとする。
- 6 規則第 124 条第 3 号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。
- (1) 再共済又は再保険リスク相当額として別表第 6 の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額
  - (2) 再共済又は再保険回収リスク相当額として別表第 7 の左欄に掲げるリスク対象金額に同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額
- 7 規則第 124 条第 4 号に掲げる額は、同条第 1 号から第 3 号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第 8 の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。  
 （貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第 10 条 規則第 166 条第 2 項及び第 3 項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

- (1) 規則第 119 条第 1 項第 2 号の異常危険準備金の額
- (2) 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- (3) その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

#### 附 則

この基準は、平成 19 年 10 月 5 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	0.06パーセント
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	0.006パーセント
生存保障リスク	個人年金共済期末責任準備金額	1パーセント
災害入院リスク	災害入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じて得られる額	0.3パーセント
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額に予定平均給付日数を乗じて得られる額	0.75パーセント
火災リスク	正味経過危険共済掛金と平均正味発生共済金額のうちいずれか大きい額	33パーセント
自動車リスク		14パーセント
傷害リスク		26パーセント
その他のリスク（生命及び身体障害）		34パーセント
その他のリスク（損害）		34パーセント

## 備考

- 1 リスク対象金額は、出再額（再共済又は再保険に付した共済金額をいう。）を控除した額とする。
- 2 正味経過危険共済掛金は、正味収入共済掛金と前事業年度末未経過共済掛金の合計額から当該事業年度末未経過共済掛金を控除した額のうち、危険掛金部分に相当する金額をいう。
- 3 平均正味発生共済金額は、大規模災害に係る額を除き、直近 3 事業年度の正味発生共済金額（正味支払共済金額と当該事業年度末に積み立てた普通支払準備金の合計額から前事業年度末に積み立てた普通支払準備金を控除した額をいう。以下同じ。）の平均額をいう。
- 4 3 の正味支払共済金額とは、各事業年度において支払った、又は支払うべきことの確定した共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再共済金又は再保険金がある場合には、その金額を控除した金額をいう。）をいう。
- 5 3 に規定する大規模災害とは、火災リスクにおける 1 回の災害に対する正味発生共済金額が正味経過危険共済掛金の 33 パーセントを上回る災害をいう。
- 6 その他のリスク（生命及び身体障害）及びその他のリスク（損害）について、共済規程又は火災共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第 2（第 9 条関係）

予定利率の区分	リスク係数
0.0パーセントを超え2.0パーセント以下の部分	0.01
2.0パーセントを超え3.0パーセント以下の部分	0.2
3.0パーセントを超え4.0パーセント以下の部分	0.4
4.0パーセントを超え5.0パーセント以下の部分	0.6
5.0パーセントを超え6.0パーセント以下の部分	0.8
6.0パーセントを超える部分	1.0

別表第 3（第 9 条関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	10パーセント
外国株式	10パーセント
邦貨建債券	1パーセント
外貨建債券、外貨建貸付金等	5パーセント
不動産（国内土地）	5パーセント

## 備考

- 1 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- 2 リスク対象資産からは、子会社等（法第 61 条の 2 第 2 項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対する出資金及び貸付金を除く。
- 3 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第 8 条第 20 項に規定するものは除く。

別表第 4（第 9 条関係）

リスク対象資産の区分		リスク係数
貸付金、債券及び預貯金	ランク 1	0パーセント
	ランク 2	1パーセント
	ランク 3	4パーセント

	ランク 4	30パーセント
短資取引		0.1パーセント

## 備考

- 1 この表において、「ランク 1」、「ランク 2」、「ランク 3」及び「ランク 4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) ランク 1 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
    - ア 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
    - イ OECD 諸国の中央政府及び中央銀行
    - ウ 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
    - エ アからウまでに掲げる者の保証するもの
    - オ 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）
  - (2) ランク 2 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関等の保証するもの並びに貸付等をいう。
    - ア (1)のアに該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関
    - イ 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業
    - ウ 我が国及び外国の金融機関
    - エ BBB 格相当以上の格付を有する者
    - オ アからエまでに掲げる者の保証するもの
    - カ 抵当権付住宅ローン
    - キ 有価証券、不動産等を担保とする与信
    - ク 信用保証協会の保証する与信
  - (3) ランク 3 ランク 1 及びランク 2 に該当せず、ランク 4 に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。
  - (4) ランク 4 破綻先債権、延滞債権、3 月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。
- 2 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- 3 貸付金には、支払承諾見返を含む。
- 4 リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。
- 5 短資取引の相手先がランク 4 に相当する状態となった場合には、リスク係数を 30 パーセントとする。

別表第 5（第 9 条関係）

法人の業務形態		リスク対象資産の区分	リスク係数
子会社等	国内会社	株式	10パーセント
		貸付金	1パーセント
	海外法人	株式	15パーセント
		貸付金	6パーセント
国内会社及び海外法人にかかわらずランク 4 に該当する子会社等		株式	100パーセント
		貸付金	30パーセント

備考 海外法人に対する邦貨建の貸付金は国内会社に対する貸付金として、国内会社に対する外貨建の貸付金は海外法人に対する貸付金として、それぞれ取り扱うこととする。

別表第 6（第 9 条関係）

リスク対象金額	リスク係数
---------	-------

規則第118条第3項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第122条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1 パーセント
---	---------

備考

- 1 自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。
- 2 共済の種類ごとに出再割合（再共済又は再保険に付した共済契約の元受共済契約に対する割合をいう。）が 50 パーセントを超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を 2 パーセントとする。

別表第 7（第 9 条関係）

リスク対象金額	リスク係数
未収再共済・再保険勘定（自動車損害賠償責任共済に係る額を除く。）	1 パーセント

別表第 8（第 9 条関係）

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	3 パーセント
前項以外の組合	2 パーセント

**鳥取県告示第 841 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鳥取市気高町常松字東谷601の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第 842 号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町焼杉字須鎌谷 38、41、43、49、52 の 1、字堂ノ後 55、字御崎谷 102 の 1、字カナクソ 131、字荒畑谷 159 の 1、167、170 の 4、181、184、字鉦原 209 の 1、字コナシ畑 219、223、字上反り田 303 の 1、308、316、321、323、字大田 380 の 1、387、394、字家ノ具市 412 の 1、字焼杉山東 472 の 21、760、字焼杉山 486 の 7、486 の 25、764、字焼杉山西 491 の 1、491 の 2、491 の 9、495、字桑木田 635

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 843 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字相谷字甲ヶ坪179の1(次の図に示す部分に限る。)、大字網代字網代坂283、字大網代南側299、301の1、302、303、304の1、305から307まで、309、字先網代406から409まで、409の1、410の3、大字岩本字島根山1214の1、1216の1、1216の5、字松山1224、1226、1228、1230、1235、1236、字綿市谷1238の1、1238の2、1239の1、1240の1、1240の3、1242、1243、1245から1247まで、1249から1257まで、1259の1、1260、1262、1263の1、1263の2、1264から1286まで、1287の1、1287の2、1288、1289の1、1289の2、1290から1293まで、1294の1、1294の2、1295から1298まで、1299の1、1300、1301、1304、1305、1311、字稻荷山1335の1、字家ノ上1337、1342の1、1342の2、1343の1、1343の2、1346、1355、1356の1、1357から1362まで、1363の1、1364、1365の1、字沓井1366、1367、1368の1、1368の2、1369の1、1369の2、1370の1、1370の2、1371の1、1371の2、1372の1、1372の2、1373、1374の1から1374の3まで、1375の1、1375の2、1378の1、1378の2、1379の1、1379の2、1380、1381の1、1381の2、1382の1、1382の2、1383から1389まで、1390の1から1390の3まで、1392の1から1392の3まで、1394の1、1394の2、1395、1396、1400の1、1400の2、1401の1、1401の2、1402、1403、1404の1、1404の2、1405の1、1405の2、1406から1409まで、1410の1、1410の2、1411、1412の1から1412の3まで、1413の1、1413の2、1414の1から1414の5まで、大字大谷字越後谷2213の3、字一ノ谷2337の1

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字相谷字甲ヶ坪179の1（次の図に示す部分に限る。）、大字網代字先網代406から409まで、409の1、410の3

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字網代字網代坂284の1、285の2、286の1（次の図に示す部分に限る。）、字大網代南側289、292の1、292の2、大字大羽尾字屋敷420から424まで、大字鳥越字原谷奥973の3、字大谷東側986の4、986の6、字嫁ヶ谷1001の1、1001の2、1002、大字大谷字畑ノ谷2114の1、2115、2316の2、2318の2、字西筒竹2216の2、字宮ノ谷2326

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第 844 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字羽衣石字勝負谷896の1から896の6まで、903の1、字下モ堤谷909の1、909の6から909の128まで、字十郎谷918の1から918の51まで、919の1から919の40まで、字東地藏空1077の1、1077の6、字十万寿ノ一1100、1101、1102の2、字片柴越1144の1から1144の4まで、字土器谷1164の2、字古屋谷1180

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 845 号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年10月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字呑水226の2、227の1、227の2、228から230まで

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岩倉字樫898、899から903まで(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、字奥野院1006、字樋ヶ谷1113・1127(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1138の1、1142・1143(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字ケリ谷1144の1、1144の2、1145から1148まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岩倉字後口谷1170の1、1171から1173まで、1177の1、1182、1185

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第 846 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭西平807の4(次の図に示す部分に限る。)、字水谷頭921、大字大父字美濃海997の3、997の6、997の198、997の216、字ヒシヤケ1012、字大山家1013の1、字木地林ノ一1045から1047まで、1047の1、1047の2、1048

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山川字勝田川頭西平807の4(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大父字宮ノ谷993の4、993の5、993の7から993の9まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第 847 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人敬仁会 理事長 藤井 省三	倉吉市山根55	居宅介護支援センター ル・サンテリオン	倉吉市山根55-233	平成19年10月1日

#### 鳥取県告示第 848 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町 122	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市幸町 529	居宅介護、重度訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
社会福祉法人 赤碕福社会	東伯郡琴浦町大字赤碕 1061-3	ヘルパーセンターすみれ	東伯郡琴浦町大字赤碕 1062-1	〃	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町 120-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園 506-1	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ホームヘルプセンターマグノリア	倉吉市上井町一丁目 2-1	〃	〃

社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	鳥取市伏野 2259 -43	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町 大字光吉 9-2	短期入所	〃
医療法人仁厚 会	倉吉市山根 43	ショートステイあ ずさ	倉吉市山根 43	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ショートステイ ル・ソラリオン	倉吉市山根 55- 3	〃	〃
〃	〃	ショートステイ敬 仁会館	倉吉市山根 55- 39	〃	〃
社会福祉法人 倉吉東福祉会	倉吉市上井 781 -1	倉吉東こどもの発 達デイサービスセ ンター	倉吉市上井 781 -1	児童デイサービ ス	〃

## 鳥取県告示第 849 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代 表者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	居宅サービス事業 を行う事業所の名 称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの 種類	指定年月日
社会福祉法人日 翔会 理事長 湖山 泰成	日野郡日野町根 雨 730	デイサービスかじ か荘	日野郡日野町根雨 899-1	通所介護	平成 19 年 10 月 1 日

## 鳥取県告示第 850 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代 表者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	居宅サービス事業 を行う事業所の名 称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの 種類	廃止年月日
社会福祉法人日 野町社会福祉協 議会 会長 小谷三郎	日野郡日野町黒 坂 1247-1	社会福祉法人日野 町社会福祉協議会 指定訪問介護事業 所	日野郡日野町根雨 899-1	訪問介護	平成 19 年 9 月 30 日

〃	〃	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	〃	通所介護	〃
---	---	-------------------------------	---	------	---

**鳥取県告示第 851 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人日野翔会 理事長 湖山泰成	日野郡日野町根雨 730	デイサービスかじか荘	日野郡日野町根雨 899-1	介護予防通所介護	平成 19 年 10 月 1 日

**鳥取県告示第 852 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県日野総合事務所長 谷 口 真 澄

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会 会長 小谷三郎	日野郡日野町黒坂 1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定介護予防訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	介護予防訪問介護	平成 19 年 9 月 30 日
〃	〃	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定介護予防通所介護事業所	〃	介護予防通所介護	〃

**議 会 告 示**

## 鳥取県議会告示第 8 号

鳥取県議会事務局処務規程（昭和 38 年鳥取県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
(専決) 第 2 条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。 (1)～(15) 略 <u>(16) 前各号に掲げるもののほか、議長の指定した事項に関すること。</u>	(専決) 第 2 条 次に掲げる事項は、局長において専決することができる。 (1)～(15) 略

附 則

この告示は、平成19年10月5日から施行する。

## 公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 7 日付鳥取県告示第 755 号）の内容  
（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

聲高 金次	八頭郡智頭町大字西谷字タワ 747
聲高 清蔵	〃
聲高 茂吉	〃
聲高 臺吉	〃
聲高 槌五郎	〃

聲高紋次郎	〃
聲高 弘之	八頭郡智頭町大字西谷字下津船 786 の 1
〃	八頭郡智頭町大字西谷字大磨 810
岡田 美奈	八頭郡智頭町大字西谷字瀧谷奥 884
尾崎 ふき	八頭郡智頭町大字西谷字ヲシガ谷 927 の 2
尾崎 文蔵	〃
聲高 清蔵	〃
聲高 太吉	〃
聲高 貞蔵	〃
聲高 富蔵	〃
聲高仙千代吉	〃
聲高仙太郎	〃
聲高浅次郎	〃
聲高忠五郎	〃
岡田 浅吉	八頭郡智頭町大字西谷字黒/田上エ 948 の 2
〃	八頭郡智頭町大字西谷字黒/田上エ 948 の 6
岡田 可人	八頭郡智頭町大字西谷字黒/田上エ 948 の 8

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 18 日付鳥取県告示第 778 号）の内容  
（告示の内容）

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

牧野 のぶ	倉吉市駄経寺町字三子谷 422
名越 輝	倉吉市駄経寺町字三子谷 423
寺谷藤次郎	倉吉市駄経寺町字三子谷 424
林 正俊	倉吉市駄経寺町字三子谷 426
牧野 高明	倉吉市駄経寺町字三子谷 427
林 正俊	倉吉市駄経寺町字三子谷 428
細川 敏江	倉吉市駄経寺町字三子谷 432
山田 晴夫	〃
寺谷よしゑ	〃
青木 清子	〃
尾田 浦子	〃
福井 菊野	〃
山榊梅五郎	倉吉市駄経寺町字三子谷 440
黒川 豊	倉吉市巖城字上尾 1505 の 3
黒川真理子	〃
名越 輝	倉吉市湊町字梅田 3400
倉恒 猪蔵	倉吉市湊町字梅田 3411

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 3 通知の掲示場所 倉吉市役所

## 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）前田 貞子の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る倉吉市円谷町字宮ノ谷 457 の 25 の土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 18 日付鳥取県告示第 779 号）の内容  
（告示の内容）
  - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市円谷町字宮ノ谷 457 の 25
  - （2） 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - （3） 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変

更予定の告示（平成 19 年 9 月 18 日付鳥取県告示第 780 号）の内容

（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

北岡 隆蔵	東伯郡三朝町大字坂本字入町 1955
-------	--------------------

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

谷川 嘉平	東伯郡三朝町大字三徳字赤坂 263
入江 政治	東伯郡三朝町大字坂本字妙見谷 1941 の 2
岡本 直蔵	東伯郡三朝町大字坂本字入町 1952 の 2
河原 仙蔵	〃
内中 健蔵	〃
北岡 隆蔵	〃

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備  
え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 21 日付鳥取県告示第 801 号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山中 とみ	八頭郡智頭町大字山根字榎木谷 737 の 3
藤木 義之	八頭郡智頭町大字山根字長ヶ谷 738 の 3
〃	八頭郡智頭町大字山根字松居ヶ谷 792

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 9 月 21 日付鳥取県告示第 804 号）の内容

(告示の内容)

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

平岩 正雄	倉吉市広瀬字白山 819 の 8
石坂 定春	倉吉市広瀬字白山 819 の 12
〃	倉吉市広瀬字白山 819 の 14
岸本 政信	倉吉市広瀬字芦谷 1050 の 15
石坂 虎蔵	倉吉市広瀬字反橋谷 1316 の 1
〃	倉吉市広瀬字納金山 1317 の 2
〃	倉吉市広瀬字納金山 1318
香川 賢	倉吉市広瀬字大運渡 1404 の 1
〃	倉吉市広瀬字大運渡 1404 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白山 819 の 8、819 の 12、819 の 14

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 1 項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 審査に係る警備業務の種別及び級

(1) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級

(2) 施設警備業務 1 級及び 2 級

(3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級

(4) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級

2 実施期日

(1) 平成 19 年 11 月 15 日(木)

- (2) 時間 午後 1 時から午後 5 時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 審査の方法  
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査定員
- (1) 各警備業務に係る 1 級にあつては、それぞれ 10 名程度  
(2) 各警備業務に係る 2 級にあつては、それぞれ 20 名程度
- 6 審査の対象者  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
- (1) 空港保安警備業務 (1 級)  
検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。) 第 1 条第 1 項に規定する検定 (以下「旧検定」という。) の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者
- (2) 施設警備業務 (1 級)  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者
- (3) 交通誘導警備業務 (1 級)  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務 (1 級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者
- (5) 空港保安警備業務 (2 級)  
旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (6) 施設警備業務 (2 級)  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務 (2 級)  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務 (2 級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 7 審査申請の受付期間  
平成 19 年 10 月 15 日 (月) から同月 19 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 審査申請書の提出先
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署  
なお、持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。
- 9 審査申請書の提出部数等  
審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1 葉  
(2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証 (以下「旧合格証」という。) の写し  
(3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面

## 10 審査手数料及び納付方法

審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## 11 その他

- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110）にすること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件及び数量

鳥取県防災情報システム整備業務 一式

## (2) 本件業務の内容

本件業務は、鳥取県内の水位観測局及び雨量観測局からの情報を電子的に記録し、保存し、及び処理し、防災情報を市町村、県民等へ提供することにより、防災体制の推進に資する信頼性の高いシステム（以下「防災情報システム」という。）を構築するものである。

なお、落札者は、次の業務を行うものとする。

- ア 防災情報システムの開発
- イ 防災情報システムの稼動に必要な機器の納入
- ウ 関連する県土整備部関連部署のシステム改良

## (3) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (4) 履行期間

契約の日から平成 20 年 3 月 24 日まで

## (5) 履行場所

鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所 他

## (6) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

この競争入札に参加することができる者は、単独企業とし、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 19 年 10 月 5 日（金）から同年 11 月 14 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 平成 19 年 10 月 5 日 (金) から同年 11 月 14 日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。
- (4) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、役務の情報処理サービスに係るものを有すること。  
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 10 月 19 日 (金) 午後 4 時まで 4 の (2) の場所に提出すること。
- (5) 国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの構築に係る業務を受注し、平成 9 年度以降に完遂した実績を有していること。
- (6) 本業務を遂行できる主任技術者 1 名、担当技術者 1 名及び照査技術者 1 名 (合計 3 名で、それぞれ兼任はできない。) を配置することが可能で、主任技術者はソフトウェア開発技術者資格 (経済産業省国家資格) 又はこれと同等以上の資格を有すること。
- (7) (6) の技術者のうち 1 名以上が国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの構築に関する業務を担当し、完遂した実績を有していること。
- (8) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県県土整備部河川課水政係  
電話 0857-26-7377 又は 7383
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当  
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付  
入札説明書は、平成 19 年 10 月 5 日 (金) から同年 11 月 2 日 (金) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/doboku/kasen/tyoutatsu/nyusatsujouhou.htm>) から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。  
ア 交付期間及び時間  
平成 19 年 10 月 5 日 (金) から同年 11 月 2 日 (金) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで  
イ 交付場所  
(1) に同じ。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成 19 年 11 月 14 日 (水) 午後 2 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。)  
鳥取県県土整備部入札室 (鳥取県庁本庁舎 5 階)

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び 2 の競争入札参加資格に適合することを証明できる書類を、4 の(1)の場所に平成 19 年 11 月 2 日(金)午後 5 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

## 8 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

## (1) Nature and quantity of service to be required :

Disaster Prevention Information System for sediment-related disasters for Tottori Prefectural Government: 1 set

## (2) November 2, 2007 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

## (3) November 14, 2007 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

- (4) Contact Point for the notice : Office of River Division, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7377or7383